堺市産業振興センター海外販路開拓等支援実務人材派遣業務 審査基準及び配点

本資料は、堺市産業振興センター海外販路開拓等支援実務人材派遣業務の調達にあ たって、提案書の内容、見積金額、その他条件を適正かつ公平に評価し、当センター にとって最も有利な受注者(以下「優先交渉権者」という。)を特定するための基準で ある。

1 基本的な考え方

- (1) 提案内容の評価
 - ①提案項目について記載がない場合は、提出書類の不備として失格とする。
 - ②「堺市産業振興センター海外販路開拓等支援実務人材派遣業務提案書作成要領」に従い作成された提案内容について、別紙の評価表に基づき評価し、各点数の合計を「内容点」(80点満点)とする。
- (2) 見積金額の評価 後に示す計算式に基づき評価した点数を「価格点」(20 点満点)とする。
- (3)総合評価の方法及び優先交渉権者の決定方法

上記(1)(2)で評価した「内容点」及び「価格点」の合計点数「総合点」(100 点満点)を算出し、最も高い者を業務の優先交渉権者とする。「内容点」は評価者 全員の平均とする。

(点)

内容点	1. 本業務実施のための適切な人材の選定・確保	26	- 80
	2. 派遣実施中の対応	19	
	3. 個人情報保護・守秘義務、その他コンプライアンスに対する対応	9	
	4. 自治体等における実績	5	
	5. 企業の特色及び独自の取組	5	
	6. 派遣予定者の業務実績・技能	16	
価格点		20	

(4) 有効数字

「内容点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点第1位を四捨五入した正数とする。

- (5)総合点の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応
 - ①それぞれの「内容点」、「価格点」が異なる場合 「内容点」が高い者を優先交渉権者とする。
 - ②それぞれの「内容点」が同じ場合
 - 「1.本業務実施のための適切な人材の選定・確保」が高い者を優先交渉権者 とする。
 - ③それれの「1. 適切な人材の確保」が同じ場合 「2.派遣実施中の対応」の得点が高い者を優先交渉権者とする。
 - ④それぞれの「2.派遣実施中の対応」の得点が同じ場合 くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

2. 見積金額の評価

「価格点」の満点を20点とし、予定価格に対する見積金額(税込)の割合(%)を算出し、以下のとおり評価する。

96%未満 : 20 点 96%以上97%未満 : 15 点 97%以上98%未満 : 10 点 98%以上99%未満 : 5 点 99%以上 : 0 点

ただし、見積金額(税込)が予定価格を超える場合は失格とする。

以上